パーソナルピラティススタジオ RINNE
体験レッスン同意書

私は、パーソナルピラティススタジオRINNE（以下、「当スタジオ」といいます）でのパーソナルピラティス体験トレーニングを受講するにあたり、以下の事項に同意いたします。

1. 本同意書の性質
    - 本同意書は、会員様が当スタジオの体験レッスンを受講するに際しての契約条件として、ご同意いただくものです。
2. 共通会員規則の遵守
    - 会員様は、本同意書のほか、別途定める「パーソナルピラティススタジオ RINNE利用規約」の適用を受けるものとします。本同意書と利用規約の内容が抵触する場合、本同意書の内容が優先適用されます。
3. 体験レッスンの受講
    - 体験レッスン当日は、各種手続やレッスン内容の説明があるため、予約された開始時間の**15分前**にご来店ください。
4. 体験料金と支払い
    - 体験レッスンの料金は8,800円(税込)です。
    - 体験レッスン当日に月額会員にご入会いただいた場合、体験レッスンの料金は、無料となります。
    - お支払いは、クレジットカード/タッチ決済/現金で行うことができます。
    - 上記以外の他のキャンペーンを適用する場合は、そちらの規約が優先されます。

以上

次ページの利用規約も必ずご確認下さい。

パーソナルピラティススタジオ RINNE
利用規約

第1条　（適用範囲）

パーソナルピラティススタジオ「RINNE」利用規約（以下「利用規約」といいます）は、株式会社柔走及び同社のフランチャイズグループ（以下「当社」といいます）の運営するパーソナルピラティススタジオ「RINNE」（以下「当スタジオ」といいます）の体験レッスン会員及び月額会員、これらの会員になろうとする者、並びに当スタジオ施設を利用する者（以下、併せて「会員様」といいます）に適用します。

第2条　（入会資格）

入会資格は、以下の全てに該当する方とします。

1　本会則及び当社の定めるプライバシーポリシーに同意いただいた方
2　伝染病その他他人に伝染又は感染するおそれのある疾患に罹患していない方
3　医師等から運動等を制限・禁止されていない方
4　当スタジオにおいて安全に運動することが困難と判断されていない方
5　反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等）の関係者でない方
6　従業員又は役員の形態を問わずピラティス等の関連サービスを運営し、運営に関与し、又は今後の運営を検討されていない方
7　過去に当社より除名の通告を受けていない方

第3条　（ピラティスのリスクについて）

会員様は、以下の事項について、十分に理解した上で、入会するものとします。

1　　ピラティスは、身体の調整と強化を目的とした運動方法であり、適切に行えば比較的安全性が高い運動ではあるものの、安全を保障するものではなく、個人の体調や実施方法によっては、めまい、筋肉痛、関節の違和感などが生じる可能性があります。
2　　運動中、血圧異常、めまい、不整脈、頻脈や徐脈などの症状が現れる可能性があり、体質によっては心臓発作、卒中および死亡等の重大な事故の発生するリスクがあります。

第4条　（レッスンの内容）

1　　ピラティスレッスンの内容は、会員様の目的・ニーズ、健康状態及び運動能力等を考慮し、担当インストラクターの判断により決定いたします。ピラティスレッスンの内容について、会員様の希望が必ずしも反映されるわけではありません。
2　　担当インストラクターが、会員様の健康や安全を確保するために必要と判断した場合、ピラティスレッスン提供の一部又は全部を中止する場合があります。
3　　担当インストラクターは、会員様の姿勢の修正や動きの補助のために、積極的に会員様の身体に触れながらピラティスレッスンを行います（タクタイル）。担当インストラクターによる身体への接触に抵抗がある場合、事前に担当インストラクターにその旨お申し出ください（ただし、お申し出があった場合でも、安全確保のために必要な接触については行う場合があります）。
4　　当スタジオの提供するピラティスレッスンは、会員様の健康増進・運動習慣形成を目的としたものであり、医学的診断、治療、診療等の医療行為に該当するものではありません。各種異常を感じる場合や自覚症状のある場合は、医療機関への相談・受診を推奨いたします。

第5条　（インストラクターの指示の遵守）

当スタジオで取り扱うマシンピラティスを安全かつ効果的に実施するためには、担当インストラクター

の指示の下、適切に機材を使用し、ピラティスの動きを正しく行う必要があります。そのため、会員様が担当インストラクターの指示に反した動きや機材等の操作を行うことは、大変危険ですので、絶対に行わないでください。

第6条　（非保証）

当スタジオの提供するサービスは、特定の効果を保証するものではありません。

第7条　（服装等）

1　安全管理と事故防止の観点から、会員様が当スタジオをご利用される際は、ピラティス専用ソックスの着用を必須といたします。

2　当スタジオにおけるレッスンでは、担当インストラクターが、会員様の骨や筋肉の細かな動きに注意を向けて指導を行いますので、オーバーサイズのTシャツやスウェット等ではなく、適度にフィットし、インストラクターが姿勢の確認をしやすいウェアの着用を推奨いたします（ご自身の体の動きも把握しやすくなり効果を最大限に引き出すことができます）。

第8条　（健康状態の申告）

1　ピラティスレッスンの安全かつ効果的な実施のため、会員様は、ご自身の健康状態、病歴、現在服用中の薬、その他当社が要請した健康情報について、全て正確にご回答ください。ご提供頂いた情報が事実と異なる場合、怪我や事故に繋がるおそれがあります。

2　ピラティスレッスンの実施中であっても、体調不良や違和感を覚えた際は、必ず直ちに担当インストラクターにその旨ご報告ください。

3　会員様からご提供頂いた健康情報は、当社において厳重に保管・管理し、安全かつ効果的なピラティスレッスンの実施及び当社サービスの品質向上を目的として、当社内において閲覧するほか、AIによる分析のため、個人が特定されないように匿名化加工を施した上で、Anthropic,PBC、Google LLC、及びOpenAI,Inc.並びにこれらの関連会社に対し、提供する場合があります。

第9条　（防犯カメラについて）

1　当スタジオでは、会員様及び当社スタッフの安全確保並びに当社サービスの品質向上のため、当スタジオ施設内に防犯カメラを設置しています。防犯カメラ映像は、当スタジオ内の安全確保及び当社サービスの品質向上を目的として、当社内において閲覧するほか、以下の場合、第三者に提供することがあります。

1　会員様又は当社スタッフの生命、身体及び財産の安全を保護するために必要があると認められる場合

2　警察や裁判所等の行政機関又は弁護士等の法律上守秘義務を負う第三者から要請があった場合

2　担当インストラクター及び当スタジオのスタッフは、会員様のレッスンの様子を撮影することがあります。当社は、撮影した写真について、会員様が特定されないように加工した上で、当社の運営するSNSやウェブサイト等に公開する場合があります。会員様がこのような利用を望まれない場合、事前にスタッフにお伝えください（お伝え頂いた時点で別途その旨の確認書を作成致します）。

第10条（個人情報）

前２条の定める会員様の健康情報及び防犯カメラ映像を含む会員様の個人情報については、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って管理いたします。

第11条（免責）

1　当社は、本サービスの提供にあたり、細心の注意を払い安全管理に努めますが、当社の故意又は重過失に基づかない事故や怪我（既存の症状の悪化を含み、以下「事故等」といいます）及び会員様の既往症や体調に起因する事故等については一切責任を負いません。

2　会員様が事実と異なる健康状態を申告されていた場合、これによる事故等について、当社は一切責任を負いません。
3　高額な金銭、貴金属その他貴重品等の当スタジオ内での紛失、盗難の被害について、当社は、一切責任を負いません。
4　当社は、会員様同士の間で生じた係争やトラブルについては、一切関与いたしません。

第12条（非承継）

会員様は、当スタジオの会員資格について、他人に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、当スタジオの会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。

第13条（禁止行為）

会員様が、以下の行為を行うことを禁止いたします。

(1) 担当インストラクター、当社スタッフ、及び他の会員様に対する暴力、脅迫、誹謗中傷等のカスタマーハラスメント行為、セクシュアルハラスメント行為、ストーカー行為（待ち伏せする、後をつける、みだりに話しかける、付きまとう等）、その他の迷惑行為。
(2) 当スタジオ施設内、又は担当インストラクター、当社スタッフ、若しくは他の会員様に対して行う政治的行為、宗教活動、物販・営業・ネットワークビジネス等の勧誘行為。
(3) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為
(4) 高額な金銭、貴金属その他貴重品を当スタジオ施設内に持ち込む行為
(5) 他の会員様、担当インストラクター、当社スタッフ、及び当社を誹謗・中傷する行為。
(6) 施設・器具・備品を損壊し、又は備品を持ち出す行為
(7) 当スタジオが提供するトレーニングプログラム、指導方法、資料等について、株式会社柔走の事前の書面による許可なく、複製、公開、転載、第三者への提供（SNS等のインターネット上でのアップロードを含む）を行うこと。
(8) 当スタジオの提供するサービスの受講中か否かにかかわらず、会員様が、インストラクター等の当社スタッフ又は他の会員様を、当スタジオ以外のピラティス又は類似のフィットネス（以下「ピラティス等」といいます）の関連サービスに勧誘すること。
(9) 当スタジオの提供するサービスの受講中か否かにかかわらず、会員様が当スタジオ所属のインストラクターから当スタジオを介さずに直接ピラティス等の指導を受けること。
(10)　従業員・役員の形態を問わずピラティス等の関連サービスを運営されている方、運営に関与されている方、又は今後運営を検討されている方が、当スタジオの提供するサービスを利用すること。
(11)　反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等）の関係者が当スタジオの提供するサービスを利用すること。
(12)　未成年者の方の利用（ただし、第15条2項の場合を除きます）。
(13)　15歳未満の方の同伴。
(14)　その他法令及び公序良俗に反する一切の行為。

第14条（損害賠償）

1　会員様が故意又は過失により本会則に違反した場合、これにより当社に生じた損害（逸失利益、合理的な弁護士費用その他の費用を含む。）を賠償いただきます。
2　会員様が、前条第7号、8号、9号に違反した場合、当社に違約金として200万円をお支払いいただきます。ただし、会員様の違反によって当社に生じた損害が、違約金の金額を上回る場合、当該損害についても賠償いただきます。
3　会員様が、本契約に基づく金銭債務（前2項の損害賠償及び違約金を含む）の支払を怠った場合、当該支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6パーセント（年365日日割計算）の割合による遅延損

害金をお支払いいただきます。

第15条（妊娠中の方の利用）

1　妊娠中の方は、必ず事前に、医師に当スタジオの提供するマシンピラティスのレッスン受講を検討している旨ご相談頂き、医師からの許可及び助言を得た上で、その旨を担当インストラクターに伝えてください（妊娠中のピラティスには特別な配慮が必要となります）。

2　妊娠中の方が前項に基づきピラティスレッスンを受講する場合、1対1で行うパーソナル型レッスンのみ受講可能です。

第16条（未成年者の利用）

1　15歳未満の方については、安全上の理由から、ご本人の利用、会員様による同伴のいずれも禁止いたします。

2　15歳以上18歳未満の未成年者の方は、1対1で行うパーソナル型レッスンのみ受講可能です。この場合、事前に当スタジオが別途定める書面により法定代理人（親権者）の方の同意を得ていただく必要がございます。

3　前項の場合、法定代理人（親権者）の方は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則その他当社の定める規則に基づく義務及び責任を本人と連帯して負うものとします。

第17条（会員資格の喪失）

会員様は、次の各号に該当する場合、当スタジオの会員資格一切を喪失し、当スタジオの会員としてのいかなる権利をも喪失するものとします。

1　次条の定めに基づく除名があった場合

2　第18条4号の規定に基づき当スタジオの閉鎖を行う場合。

3　会員様がお亡くなりになった場合

4　会員様について、支払停止、債務整理開始の通知の発送、又は私的整理手続・破産・民事再生等の倒産処理手続開始の申立てがあった場合

第18条（除名）

当スタジオは、会員様が次の各号のいずれかに該当するとき、当スタジオから除名（強制退会）することができます。除名された会員様は、以後諸施設の利用が一切できません。

1　第2条の定める入会資格を喪失したとき、又は入会資格を満たしていなかったことが入会後に判明したとき

2　第13条の定める禁止行為を行ったとき。

3　本会則及び当スタジオの定める諸規則に違反したとき。

4　当スタジオの請求する諸費用を2か月以上滞納したとき。

5　正当な理由なく、担当インストラクターと1カ月以上連絡が取れない状態が続いたとき。

第19条（スタジオの閉鎖等）

当社は、以下の各号に該当する場合、当スタジオの全部若しくは一部の閉鎖、休業又は解散（以下「閉鎖等」といいます。）を行う場合があります。

1　気象災害その他外因的事由により、会員様に危険が及ぶと判断したとき。

2　当スタジオ施設の増改築、修繕又は点検を実施するとき。

3　定期休業によるとき。

4　当スタジオの事業譲渡その他事業の承継、当スタジオの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。この場合、当スタジオは、原則として1カ月前までに、体験レッスン又は月額会員を継続中の会員様（以下「既存会員様」といいます）に対し通知します。

第20条（改訂）

当社は、法定の要件に従い、本会則を改訂することができます。改訂を実施するときは、当社は原則として改訂の1ヶ月前までに、既存会員様に対し、所定の方法により告知します。この場合、改訂した本会則の効力は全ての会員様に及びます。

第21条（告知方法）

本会則に基づく会員様への告知は、当スタジオのウェブサイト[1]への掲載又は会員様からお届け頂いた電子メールアドレス若しくは店舗LINEへの送信のいずれかの方法によって行います。これらによる告知の発信時点で効力が発生するものとします。

第22条（専属的合意管轄）

本会則及び当スタジオの定める諸規則に起因又は関連する紛争が生じたときは、横浜地方裁判所小田原支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

1